

保育所等の入所にかかる利用調整基準の改正について

1. 背景・目的

本市においては、「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」に定める「保育所等利用調整基準」に基づき、保育を必要とする事由に応じた「基本点数」と、その他の状況に応じた「調整点数」で利用調整を行っている。

この度、以下2点について見直しを行い、改正する。

(1) きょうだいの利用

きょうだいの利用にかかる「調整点数」に関しては、平成27年度の制度開始当初より、きょうだいと同じ施設を利用しやすいように加点を設けている。平成30年度にも、同施設利用をさらに促進するため加点点数の引き上げを実施したが、令和3年4月時点で一定の方がきょうだいで異なる施設を利用している。

そのため、きょうだいが必要な限り同一施設に入所できるように、きょうだいの利用にかかる「調整点数」の引き上げを行った。

(2) 「同一点数時の順位表」

保育所の希望者が多い場合は、点数が高い子どもが優先的に入所するが、同一点の場合は「同一点数時の順位表」により決定している。現状10項目あり、その5番目の項目である「直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順」で入所が決定となることが多いが、育休等の場合、取得時期により収入が変動し、税額に差が出ることになることから、実態が反映されていない場合もある。

そのため、10項目ある「同一点数時の順位表」の順位について、見直しを行った。

2. 改正の概要

(1) 改正項目

調整基準の一部改正

・調整点数表

(_____ は、改正部分を示す)

改 正 前				改 正 後			
保育 の 代替 手段	転 所	きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする場合	8	保育 の 代替 手段	転 所	きょうだいが利用している保育所等に転所の申込をする場合	<u>15</u>
きょうだいの 状況		すでにきょうだいが保育所等を利用している場合(転所申込を除く)	8	きょうだいの 状況		すでにきょうだいが保育所等を利用している場合(転所申込を除く)	8
						<u>うちきょうだいが利用している保育所等を第一希望で申込する場合</u>	<u>15</u>

・同一点数時の順位表

改 正 前		改 正 後	
1	神戸市民である（転入予定者を除く）	1	神戸市民である（転入予定者を除く）
2	基本点数が高い順	2	基本点数が高い順
3	当該保育所等の希望順位が高いもの	3	当該保育所等の希望順位が高いもの
4	3ヶ月分以上利用料（保育料）の滞納がないこと	4	3ヶ月分以上利用料（保育料）の滞納がないこと
5	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村住民税額の低い順	<u>5</u>	<u>利用調整の結果、内定後に利用を辞退していないこと（平成30年10月以降の内定に限る）</u>
6	利用調整の結果、内定後に利用を辞退していないこと（平成30年10月以降の内定に限る）	<u>6</u>	<u>利用開始時点における、申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順</u>
7	利用開始時点における、申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順	<u>7</u>	<u>直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村住民税額の低い順</u>
8	同一点数となった全員が育児休業中の場合、当該年度内に育児休業が終了するもの	8	同一点数となった全員が育児休業中の場合、当該年度内に育児休業が終了するもの
9	同一点数となった全員が就労事由の場合、自宅から勤務先まで合理的な手段での通勤時間が長い順（父母の時間を合算。ひとり親の場合は当該ひとり親の通勤時間を倍とする。）	9	同一点数となった全員が就労事由の場合、自宅から勤務先まで合理的な手段での通勤時間が長い順（父母の時間を合算。ひとり親の場合は当該ひとり親の通勤時間を倍とする。）
10	希望施設数を多く記入している順	10	希望施設数を多く記入している順

(2) 適用日

令和4年4月1日入所分より適用する。

3. 市民意見公募の結果

(1) 実施期間：令和3年6月9日（水）から令和3年7月9日（金）

(2) 実施結果（寄せられた意見）：1通2件（その他意見2件）